

中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について

令和5年2月20日

①中間年評価について

中山間地域等直接支払交付金について

○平成11年に成立した**食料・農業・農村基本法**の規定を受けて、中山間地域等におけるの農業の生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の確保を図るための施策として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

○平成26年に多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金とともに日本型直接支払制度を創設。同年、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」が制定され、中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から同法に基づく制度として実施。

○5年を一期として、第1対策(H12～H16)、第2期対策(H17～H21)、第3期対策(H22～H26)、第4期対策(H27～R元)を経て、令和2年度より**第5期対策**がスタートした。

○中間年評価は、集落協定等で規定した取組が不十分な集落に対して、改善に向けた適正な指導・助言を行うために**2期対策**から導入された仕組みで、協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の**効果**や**課題**を把握することにより、制度の主旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、**最終評価及び次期対策に向けて検討**するため、実施要領第13並びに実施要領の運用第17の規定に基づき、市町村段階、都道府県段階、国段階において、それぞれ実施するものである。

	食料・農業・農村基本法 (H11～)									
							農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (H27～)			
対策期間	第1期 (H12～H16)		第2期 (H17～H21)		第3期 (H22～H26)		第4期 (H27～R元)		第5期 (R2～R6)	
評価			中間年評価	最終年評価	中間年評価	最終年評価	中間年評価	最終年評価	中間年評価	最終年評価
第三者委員会			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
			H20年 2月 7日	H21年 5月 18日	H25年 2月 26日	H26年 5月 21日	H30年 2月 21日	R元年 5月 20日	R5年 2月 20日	
	富山県中山間地域振興等対策委員会 (H12～H22)					富山県農山村振興対策委員会 (H23～)				

【富山県】

- 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価⇒ **B**
- ・耕作放棄地発生防止や共同作業による集落機能強化、農地保存、農業生産活動の維持などに効果がみられ、中山間地域においては必要不可欠な制度
 - ・第4期対策では集落営農の法人化が進んだことにより、個人配分が増加しており、地域の所得向上に寄与
 - ・**集落戦略の制度創設は評価**できる
 - ・過疎化、高齢化が進んだ集落でも継続的に取り組めるよう、**協定の広域化**によって事務が効率化

○今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

- ・協定参加者が**高齢化**しており、活動が縮小、5年継続の見込みが立たない
- ・新規の**担い手確保が難しい**
- ・**鳥獣被害**が増加しており、耕作意欲の低下、柵設置により維持管理が負担
- ・高齢化により、**事務負担**が大きい

【第三者委員会の意見】

- ・第4期対策の実施効果については、一部に課題もあることから**概ね評価**できる。
- ・本制度は所得補償という面も持っているが、**人材は所得だけでは確保できない時代**となっている。本制度を有効に活用するためにも、農業に拘らない柔軟な対応を地域にだけではなく、国など行政側も考えていく必要があるのではないか。

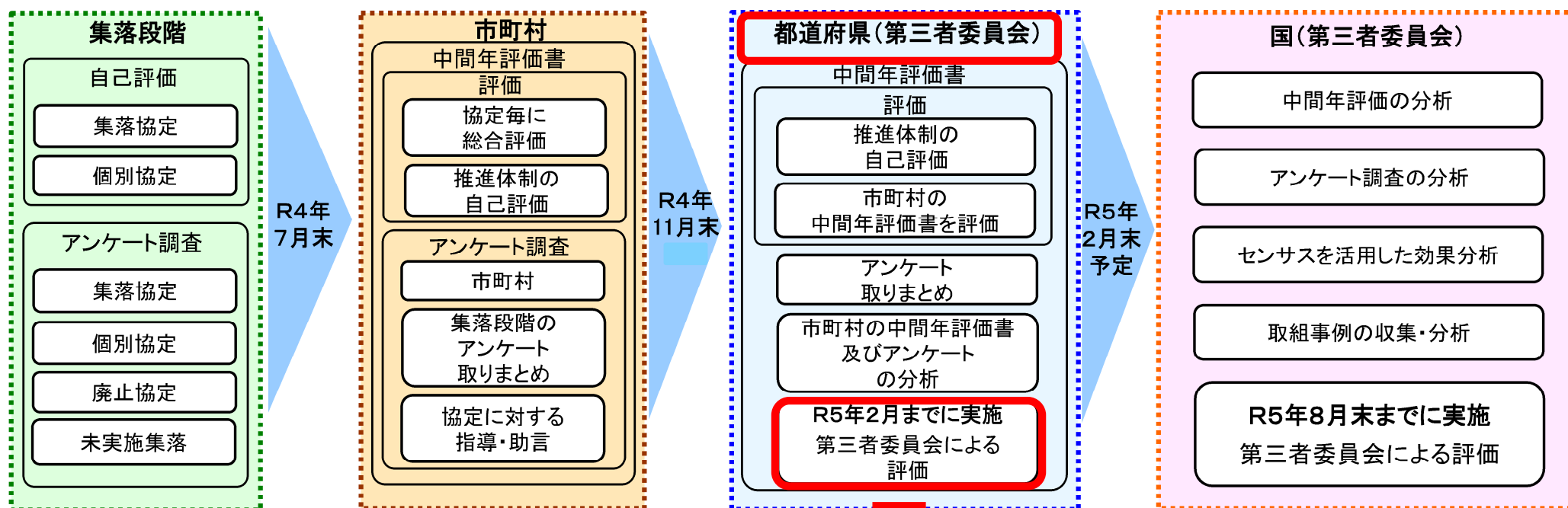
【農林水産省】

- 協定参加者の積極的な取組み、都道府県・市町村による支援や指導・助言
⇒目標どおり協定農用地は**適切に維持管理**されている
- 人口減少や高齢化の進展による農業の担い手不足や人員・人材の不在・不足が課題
⇒徹底した話合いに基づく**集落戦略の策定、後継者の育成や外部人材の確保**が必要
- 農村協働力（集落機能）が弱体化している
⇒**広域化、地域運営組織の設立**や**既存団体との連携**により、集落機能の強化が必要
- 農作業の省力化や農業収入の減少が課題
⇒担い手への**農地の集積**、スマート農業等の**省力化技術の導入**、農業の付加価値化等を推進
- 協定や市町村の事務負担や交付金の返還措置の不安
⇒**事務負担の軽減**や**交付金返還措置の見直し**が必要

第5期対策における中間年評価

- 実施要領及び実施要領の運用に基づき中間年評価は、実施されるもの。
- 中間年評価は、協定活動の取組状況を点検し、本制度の効果を確認するとともに、点検の結果浮かび上がる協定活動の改善点及び現行制度の課題を明確化し、第5期対策の更なる推進と次期対策に向けた検討に資することを目的とする。

【中間年評価の体系】



第5期対策における中間年評価(県による評価)

【成果】

- 市町村の評価結果より、荒廃農地の発生・防止へ大きく貢献していると評価
 - その他水路・農道等の維持、地域環境の保全、鳥獣被害の減少に貢献している
- 地域組織との連携
 - ⇒自治会、町内会、多面的機能の活動組織との連携が図られていることで、協定対象外の農道・水路等の維持管理活動や鳥獣害対策も実施

【課題】

- 集落戦略の作成
 - ⇒高齢化、担い手の目途が立たないことにより、将来像が描けないことが集落戦略の作成に目途が立たない要因
 - ⇒市町村、JA等の関係機関や人・農地プラン、地域計画の作成と併せて話し合いを行う等推進、集落戦略作成の支援
- 今後の農地利用や集落機能等
 - ⇒集落協定の統合・広域化や農村RMOの推進について、集落機能の再生・再編を図る有効な手法であるが「特段の推進はしない」と回答した市町が大多数
 - ⇒背景には、市町村職員の地域の合意形成を図る手法を知らない、経験がない
 - ⇒県が主体となり、農村RMO伴走支援事業の一環で、人材育成講座を実施予定

R7年までに、地域での話し合いにより目指すべき将来の農用地の姿を明確にする必要がある

農業の担い手不足、地域リーダー不在等を解消

現状分析や話し合いを効果的に進めるための手法等のスキルを習得
行政の中山間支援担当職員ほか、公民館主事、地域おこし協力隊、JA職員、土地改良区職員等、幅広い人材を対象

中山間地域等直接支払制度の概要 ① 交付要件、交付単価等

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動を継続する農業者等に対して、面積に応じて一定額を交付する仕組み。交付単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 令和2年度から第5期対策が始まり、棚田地域振興法への対応や前向きな取組への支援を強化。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
↑ 第5期対策より追加
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する農業者等

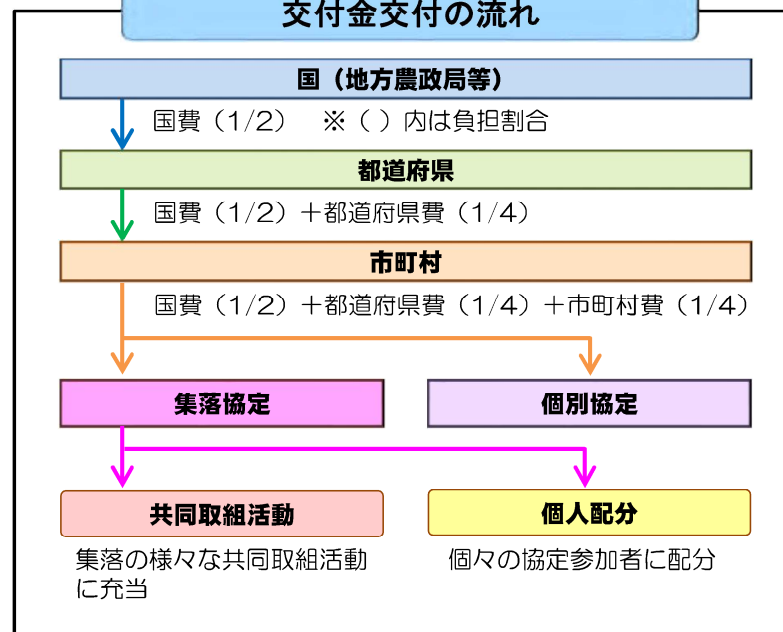
3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能
(使途は、予め協定に定めておく必要。)

交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15° ~)	11,500
	緩傾斜 (8° ~)	3,500
草地	急傾斜 (15° ~)	10,500
	緩傾斜 (8° ~)	3,000
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜 (15° ~)	1,000
	緩傾斜 (8° ~)	300

交付金交付の流れ



② 加算措置

- 本交付金の対象となる基礎的な活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算される措置を講じている。第5期対策では、新設3つ・拡充1つ・継続1つの計5種類の加算を措置。
- 第5期対策では、中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田で1/10以上、畑で20°以上の農地

単 価： 14,000円/10a(田1/10以上、畑20°以上)
10,000円/10a(田1/20以上、畑15°以上畑)



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

④ 集落機能強化加算（新設）

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 集落協定農用地

単 価： 3,000円/10a(地目にかかわらず)

[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）など



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

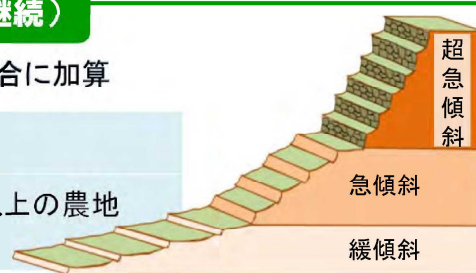
② 超急傾斜農地保安全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定： 集落協定、個別協定

対象農地： 田で1/10以上、畑で20°以上の農地

単 価： 6,000円/10a(田、畑)



⑤ 生産性向上加算（新設）

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 集落協定農用地

単 価： 3,000円/10a(地目にかかわらず)

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

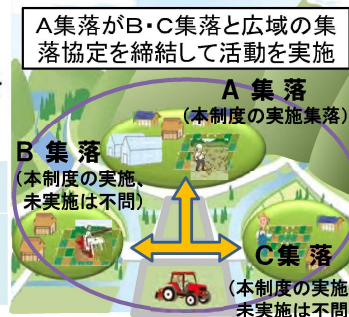
③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 集落協定農用地

単 価： 3,000円/10a(地目にかかわらず)



③ 協定に定める活動内容

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合(集落戦略の作成)に交付単価の10割を交付。
- 第5期対策から、体制整備単価(10割単価)の受給要件を、「集落戦略の作成」に一本化。

① 農業生産活動を継続するための活動 基礎単価(単価の8割を交付)

- 農業生産活動等(必須)
例:耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- 多面的機能を増進する活動(選択的必須)
例:周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動 体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

- ①の活動に加え、集落戦略を作成

- ・ 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要。
- ・ このため、体制整備単価の受給要件を、第4期対策の「A要件(農業生産性の向上)、B要件(女性・若者等の参画を得た取組)、C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)から1つ選択」から、第5期対策では「集落戦略の作成」に一本化。



【地図を使っての話し合い】



【作成に向けて打合せ】

集落戦略

- 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針。
- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要。

集落戦略の項目

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本とし、事務負担の軽減を図る。

集落戦略の作成と活用のイメージ

- 1 協定参加者で話し合い
農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い
- 2 集落戦略の作成、市町村へ提出
協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化
- 3 集落戦略を元に更なるステップアップ
集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

④ 第5期対策のポイント

- これまでの制度の枠組みを維持しつつ、以下のような拡充・改善を図り、新たに第5期対策として実施。

制度の対象となる地域

- 制度の対象地域に、従来の地域振興8法に加え、令和元年8月施行の棚田地域振興法の「指定棚田地域」を追加。

協定に定める活動内容

- 体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、従来の「A・B・C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化。

加算措置

- 棚田地域振興法の認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。
- 人材確保や営農以外の組織との連携体制の構築等を支援する「集落機能強化加算」を新設。
- 農地の集積・集約化や省力化技術の導入等の取組を支援する「生産性向上加算」を新設。
- 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援する「集落協定広域加算」を拡充。

交付金返還措置の見直し

- 交付金の返還免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地を「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更。

その他の運用改善

- 集落協定における所得超過者※が、協定内の他者の農用地で農業生産活動等を引き受けている場合、当該引受地分について個人配分が可能となった。

※同一都道府県内の都市部の勤労者の平均所得を上回る農業所得を得ている者

- 対策初年度の令和2年度において、事業計画の申請・認定前であっても、簡易な申請により、一定の範囲内での交付金の早期交付ができる特例を措置。
- 他調査の結果、写真、衛星画像等現地の状況が把握可能な各種資料等の活用により市町村の確認事務の負担を軽減。

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況(R3年度)

1. 制度の実施状況の概要

①協定数

②交付面積

(単位：ha)

	計	協定		①対象農用地面積	②協定面積	③交付面積	④交付面積率 (③/①)			
		基礎単価	体制整備単価							
全国	24,171	23,592	5,518	18,074	全国	751,122	652,562	596,514	79.4%	
北陸	新潟県	767	753	77	676	新潟県	34,424	22,321	22,321	64.8%
	富山県	315	315	32	283	富山県	5,761	4,870	4,870	84.5%
	石川県	437	421	63	358	石川県	5,531	4,949	4,946	89.4%
	福井県	267	262	11	251	福井県	2,779	2,410	2,410	86.7%

③加算措置

(単位：件数、ha)

	協定数	面積	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農用地加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
			協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	314	5,978	1,836	14,960	215	10,127	456	21,649	1,483	47,137		
北陸	新潟県	51	1,907	87	1,181	16	1,123	32	1,703	53	2,201	
	富山県	20	240	16	65	3	139	11	172	38	742	
	石川県	6	116	20	76	10	425	15	152	52	791	
	福井県	1	27	13	50	0	0	9	198	17	292	

2. 集落協定の概要

①交付金額

(単位：百万円)

	計	基礎単価	体制整備単価	
全国	52,369	5,089	47,280	
北陸	新潟県	3,393	152	3,242
	富山県	805	45	760
	石川県	685	47	638
	福井県	421	14	407

②1協定当たりの平均

(単位：人、ha、面積)

	参加者数	交付面積	交付金額	
全国	21	25	219	
北陸	新潟県	31	29	449
	富山県	24	15	256
	石川県	19	11	159
	福井県	20	9	159

Ⅱ アンケート調査の対象協定(集落)等数

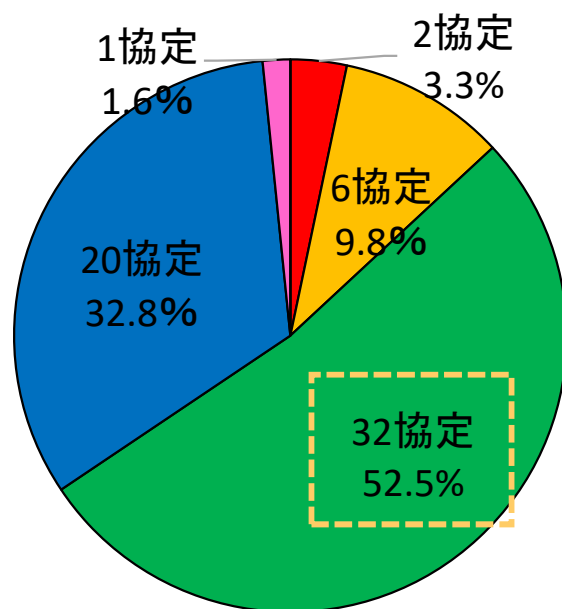
国抽出のアンケート調査標本数による

	協定等数		アンケート実施 協定等数		アンケート回答 協定等数	
集落協定	315	協定	61	協定	61	協定
廃止協定	12	協定	5	協定	3	協定
未実施集落	18	集落	4	集落	1	集落
市町村	13	市町村	13	市町村	13	市町村

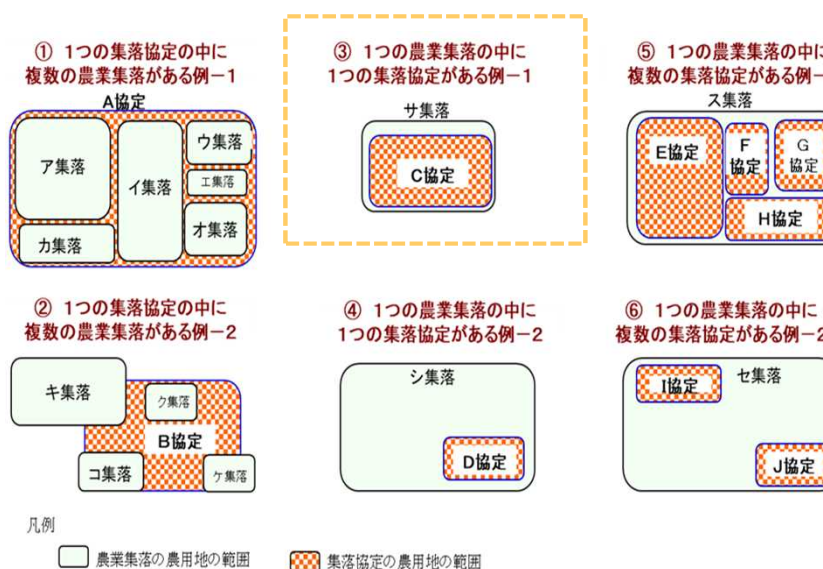
Ⅲ 集落協定へのアンケート調査結果の評価(61集落協定)

1. 集落協定の範囲等

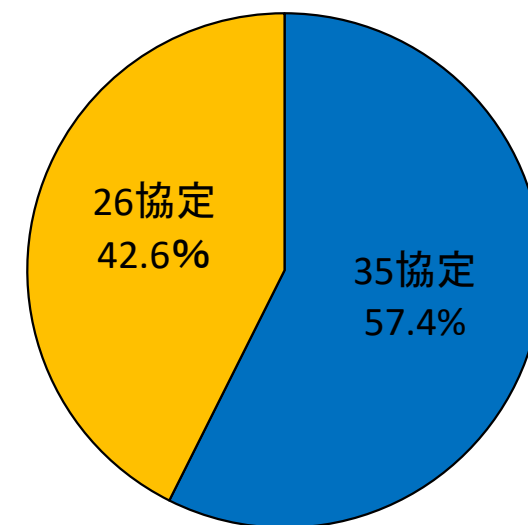
(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲



■ ① ■ ② ■ ③ ■ ④ ■ ⑤ ■ ⑥



(2) 集落協定の話合いの持ち方



■ ①本制度のための話し合いを開催

■ ②地域の他の話し合いとともに、本制度の話し合いを開催

Ⅲ 集落協定へのアンケート調査結果の評価(61集落協定)

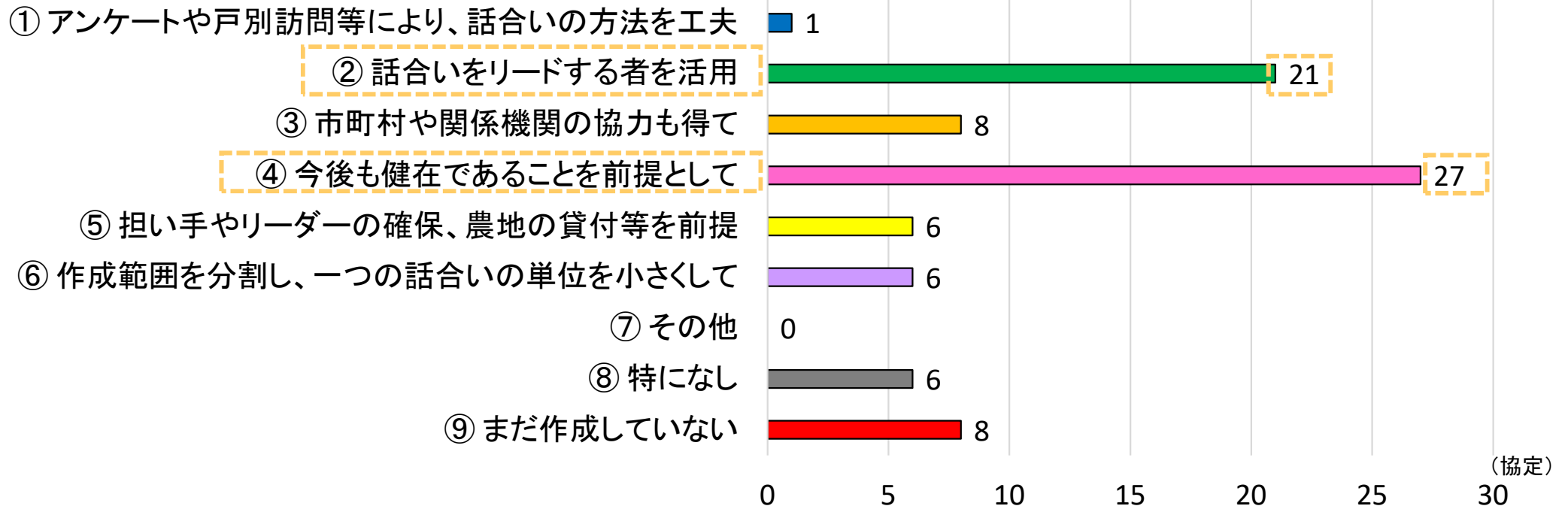
2. 集落戦略

集落戦略作成の工夫⇒話し合いをリードする者を活用

協定参加者が今後も健在であることを前提とした

集落戦略の効果 ⇒鳥獣害対策を実施

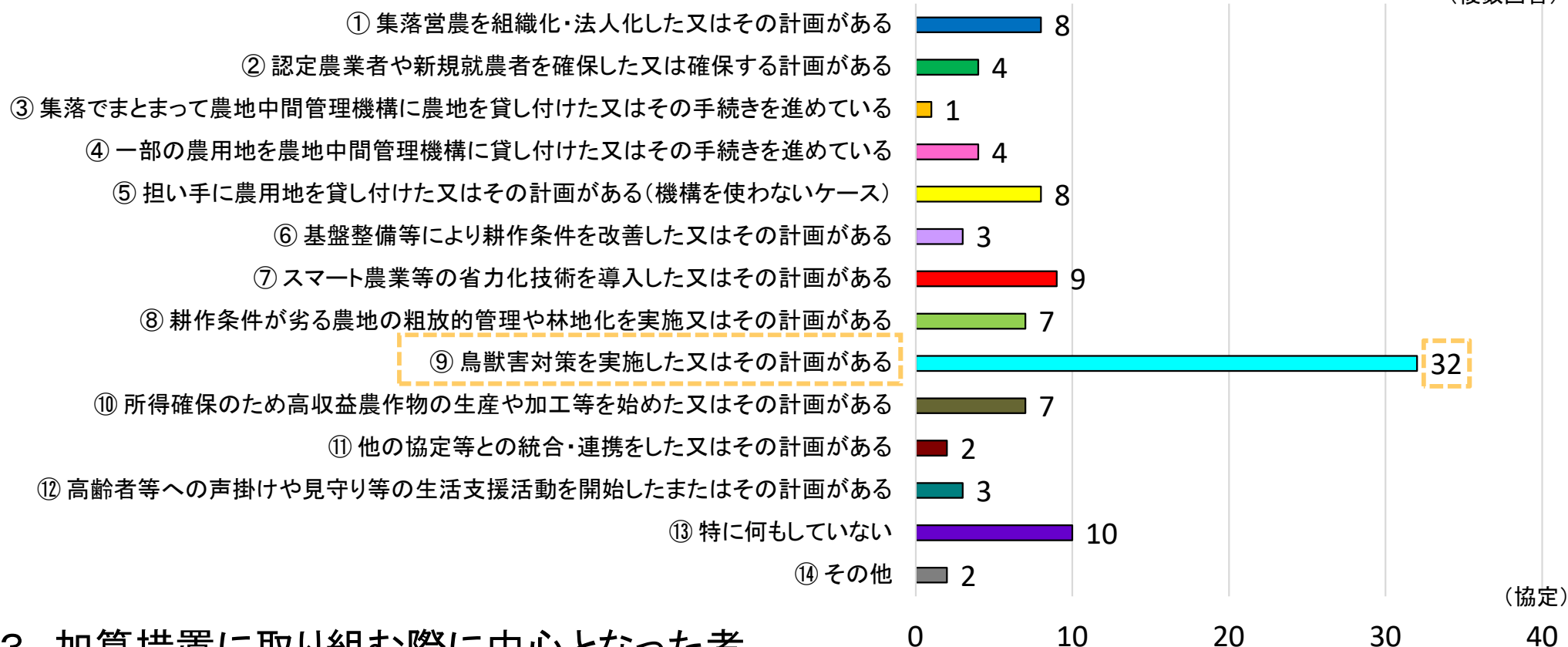
(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫



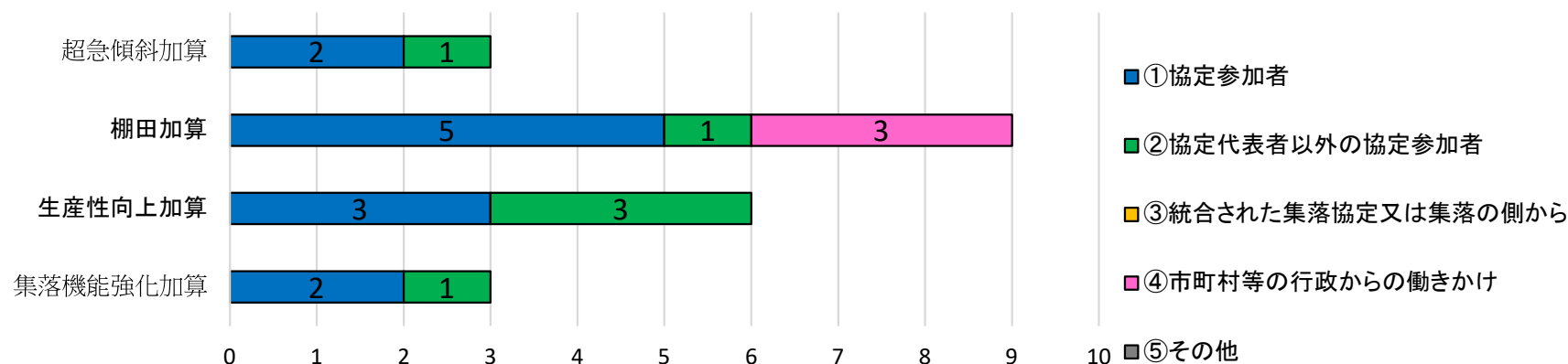
Ⅲ-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価(61集落協定)

2. 集落戦略

(2) 集落戦略の作成効果



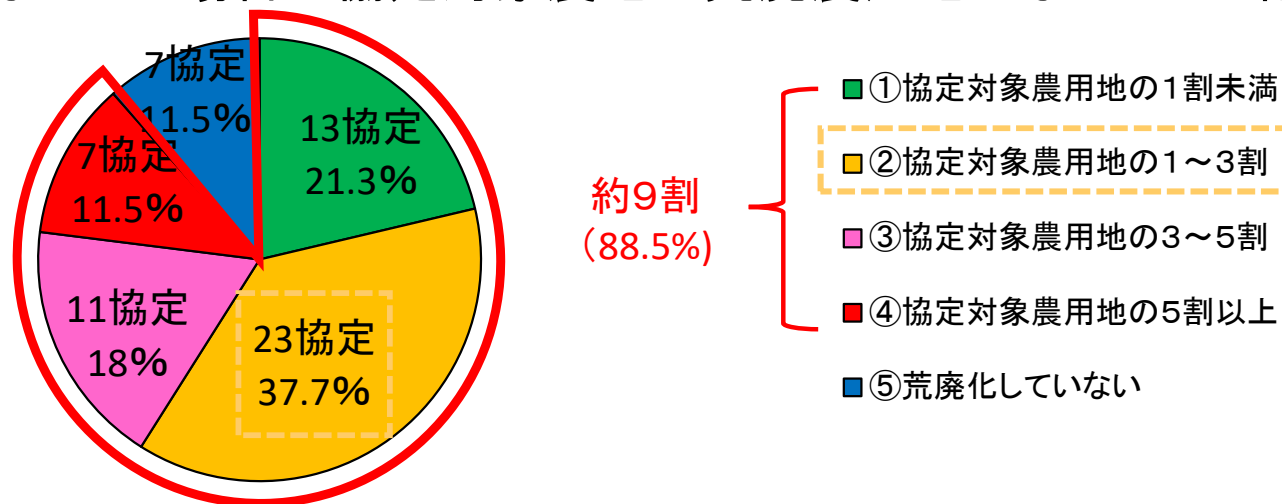
3. 加算措置に取り組む際に中心となった者



Ⅲ 集落協定へのアンケート調査結果の評価(61集落協定)

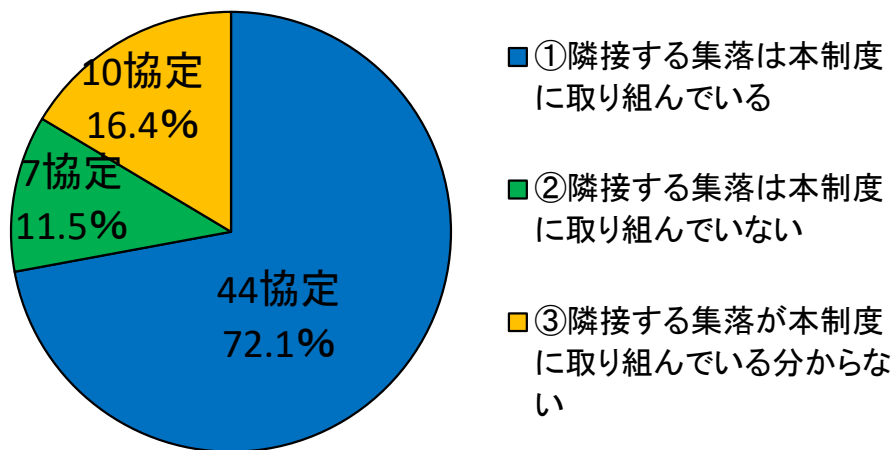
4. 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

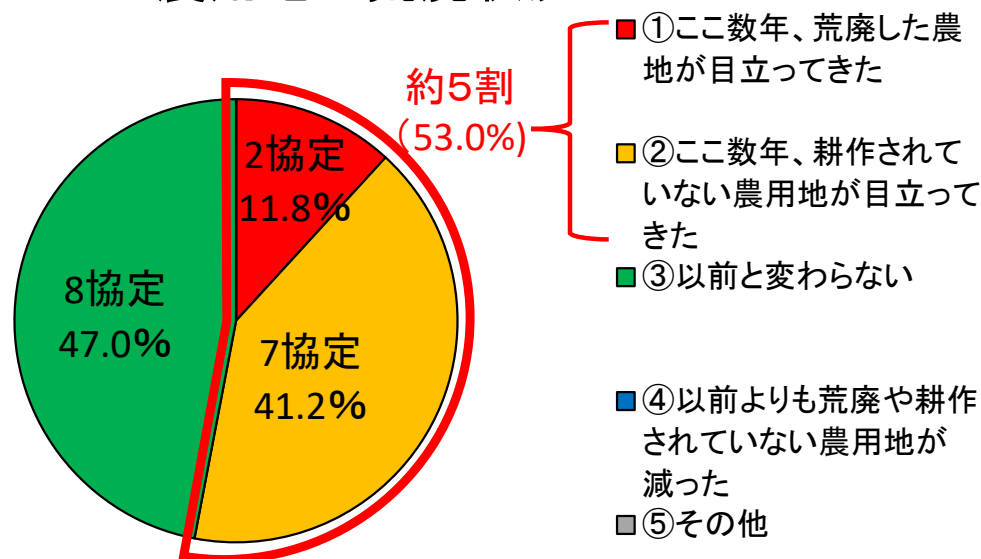


(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況



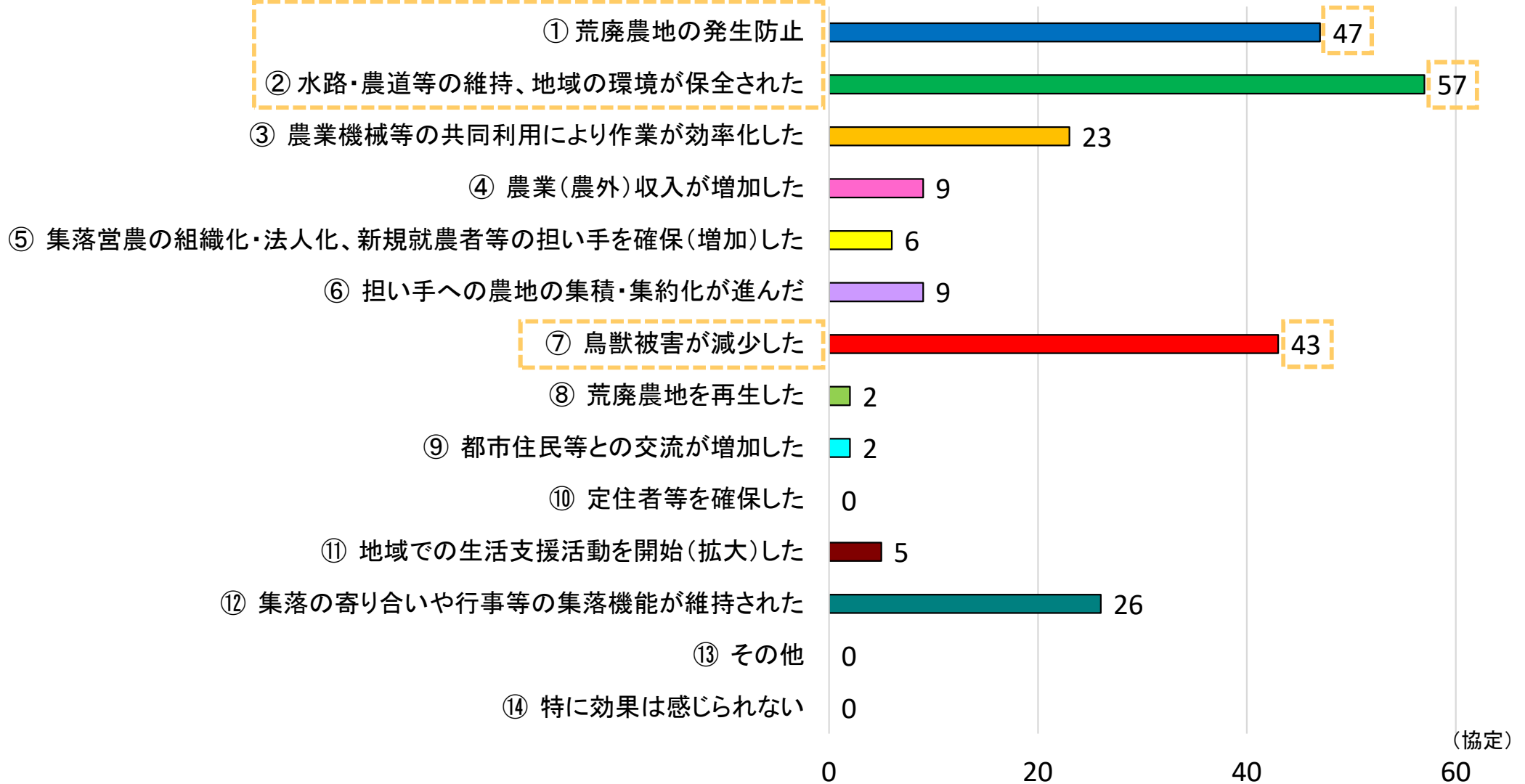
イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況



Ⅲ 集落協定へのアンケート調査結果の評価(61集落協定)

4. 第5期対策における本制度の効果について

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果



本制度の効果⇒約9割が荒廃農地への効果ありと回答

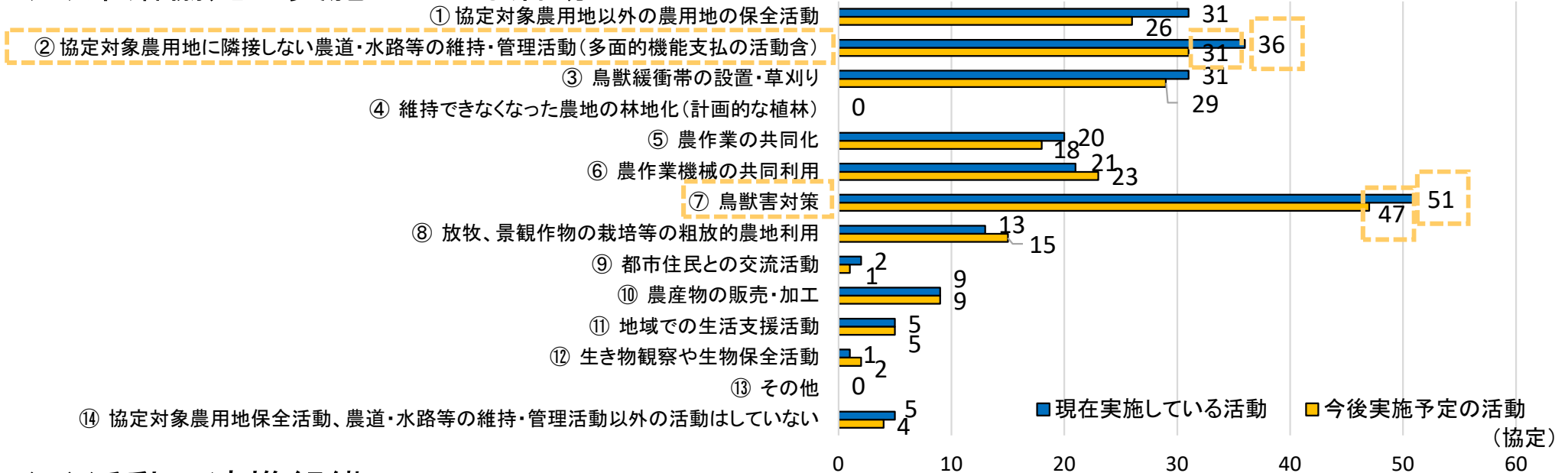
荒廃農地の発生防止、水路・農道等の維持、鳥獣被害への効果

Ⅲ 集落協定へのアンケート調査結果の評価(61集落協定)

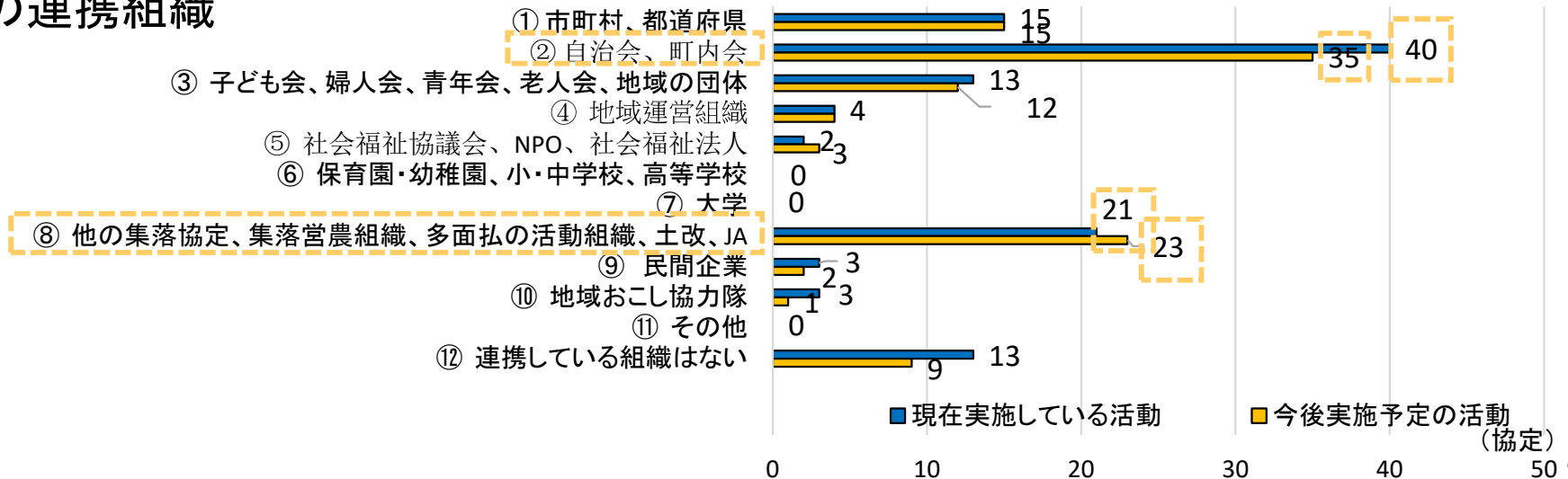
5. 集落協定が実施している各種活動

実施している（予定）活動⇒鳥獣害対策、対象外の農道・水路の維持管理活動
 活動の連携組織⇒自治会、町内会、多面的機能の活動組織との連携が多い

(1) 集落協定が実施している活動



(2) 活動の連携組織



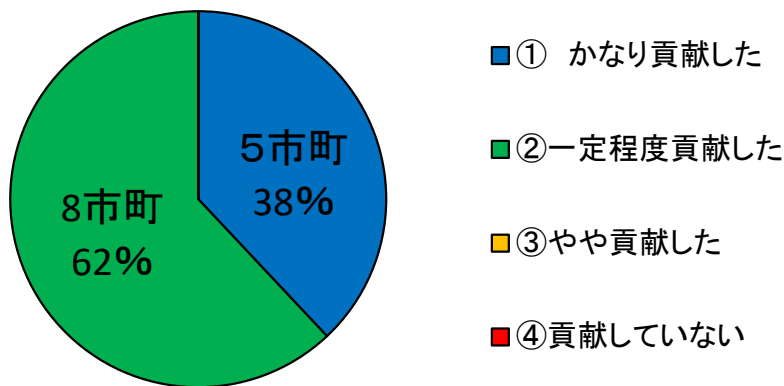
IV 市町村へのアンケート調査結果の評価(13市町)

1. 第5期対策の中山間地域等直接支払制度の効果

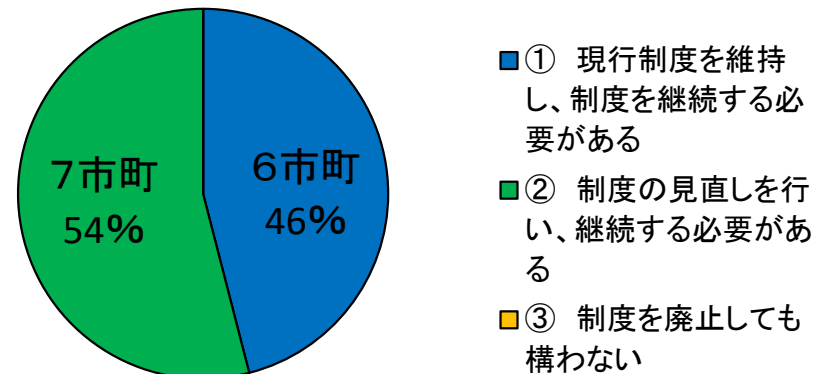
⇒全ての市町で、**本制度の必要性を評価**している

効果としては、**荒廃農地の発生防止、水路・農道等の維持、鳥獣被害の減少**

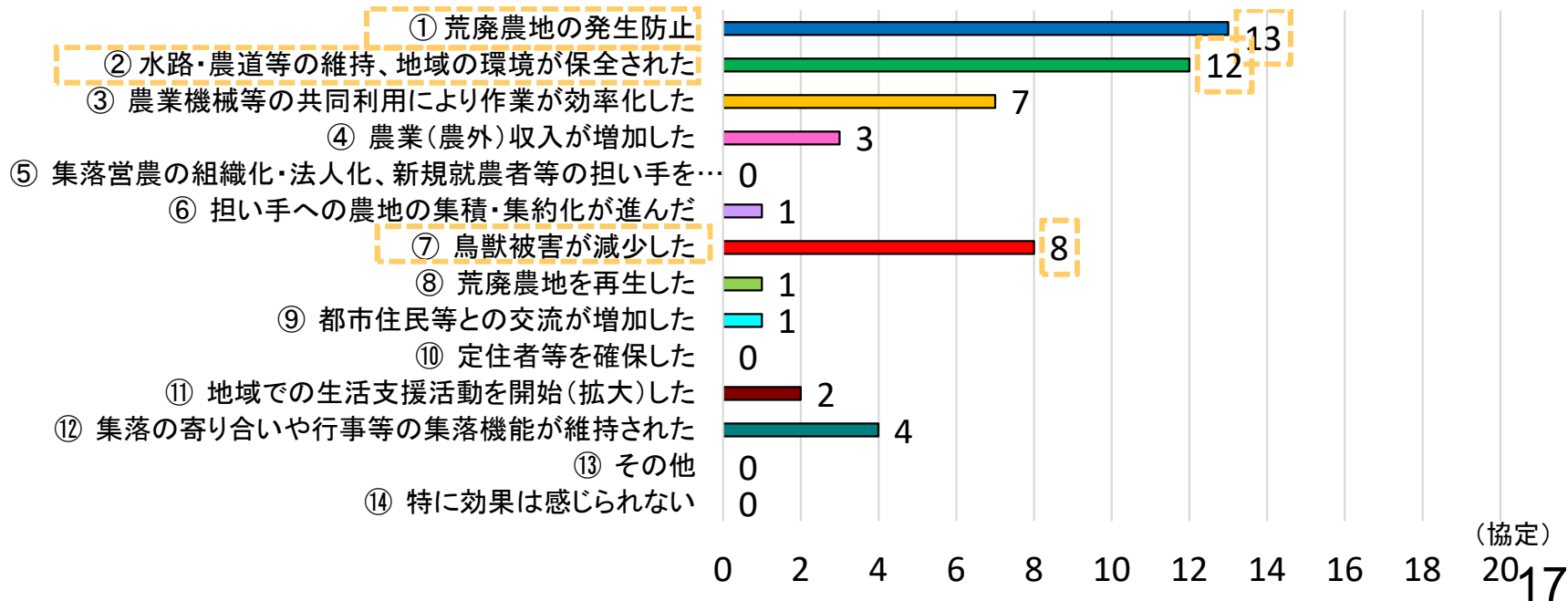
(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度



(3) 本制度の必要性



(2) 本制度の効果

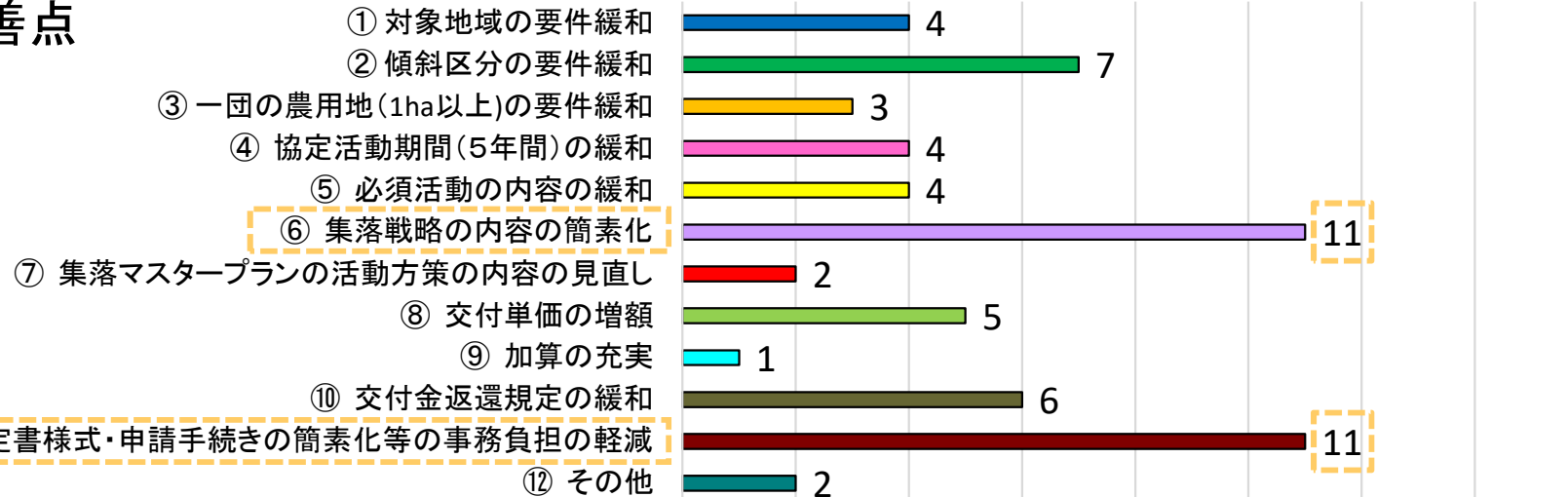


IV 市町村へのアンケート調査結果の評価(13市町)

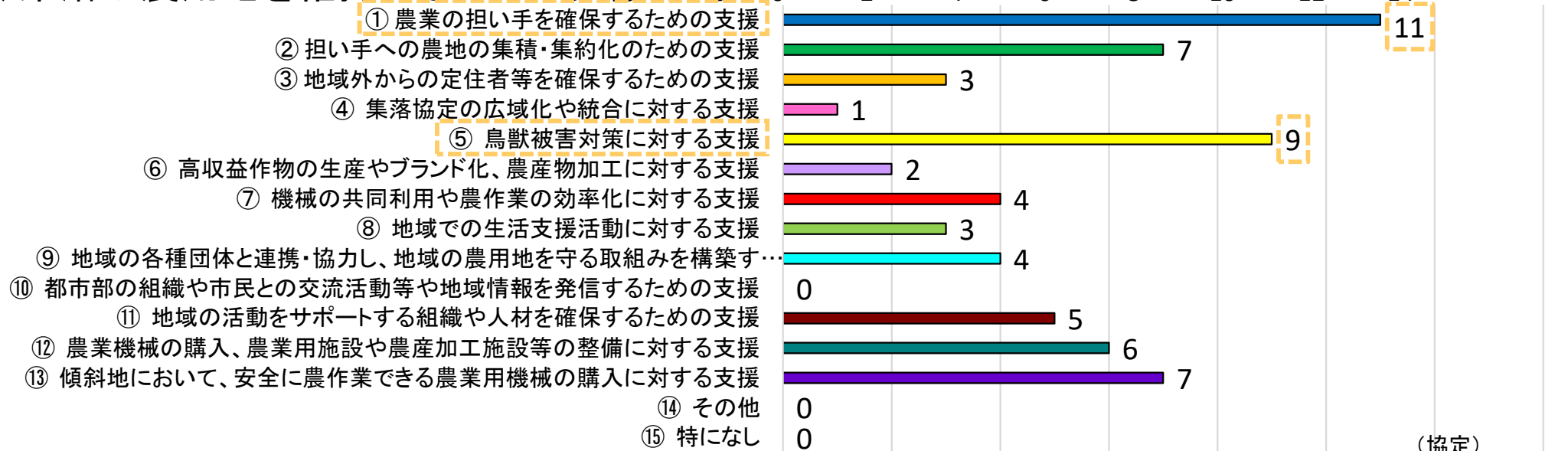
2. 本制度の改善点等

⇒集落戦略の簡素化や、協定書・申請手続き等の**事務負担軽減**の要望が多い
 集落や農用地を維持するには、**担い手の確保**、**鳥獣被害対策**に対する要望が多い

(1) 本制度の改善点



(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策



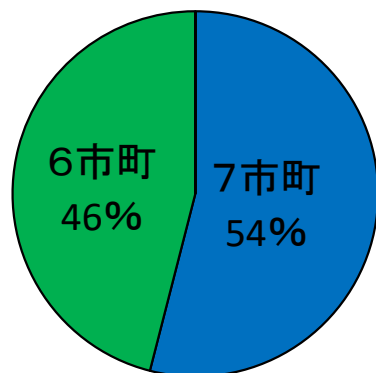
IV 市町村へのアンケート調査結果の評価(13市町)

3. 今後の農地利用や集落機能等

⇒おおむね**現状維持**が見込まれるが、集落協定の統合・広域化の推進に対しては、相談があれば対応するが、**特段の推進は考えていない**

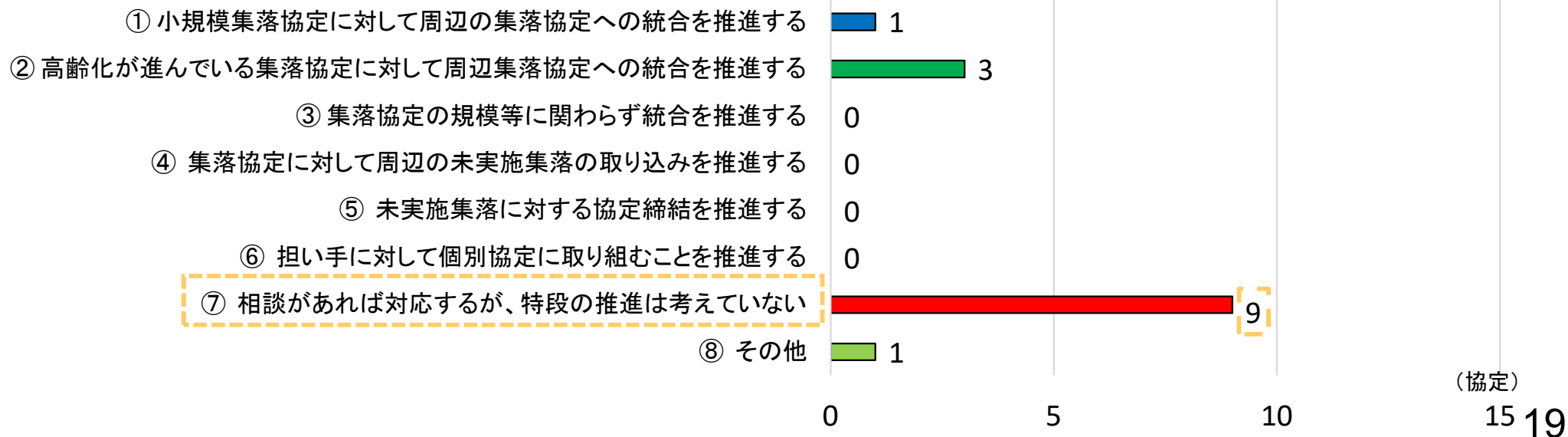
(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数



- ① おおむね現状維持が見込まれる
- ② 若干の減少が見込まれる
- ③ かなりの減少が見込まれる
- ④ ほぼすべての協定の廃止が見込まれる
- ⑤ 協定の統合・広域化が進むことが見込まれる
- ⑥ 新規の協定や活動再開に協定におり、協定数の増加が見込まれる

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針



IV-5 市町村へのアンケート調査結果の評価(13市町)

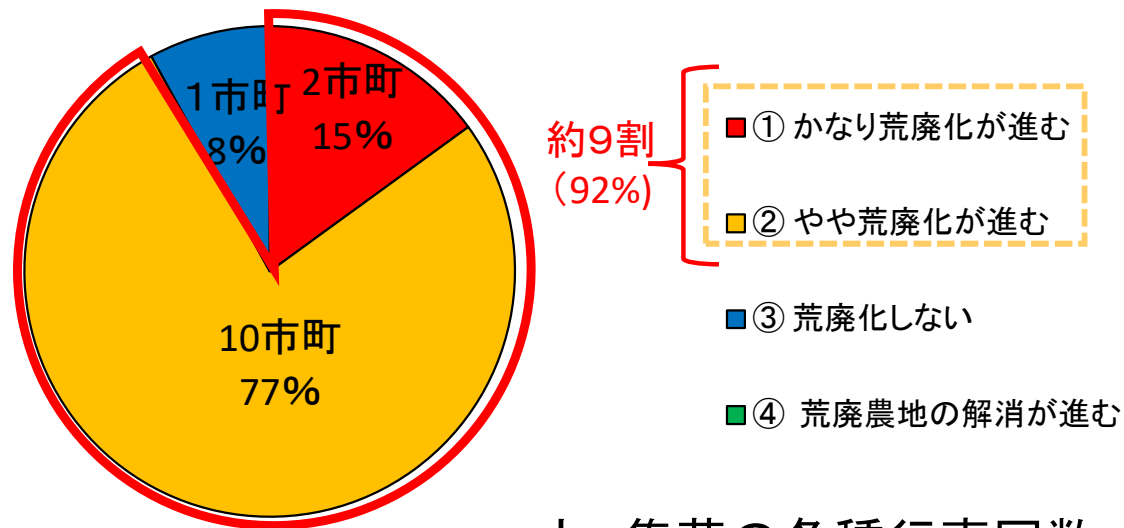
3. 今後の農地利用や集落機能等

⇒ 5年後は「**荒廃化が進む**」と12市町で回答

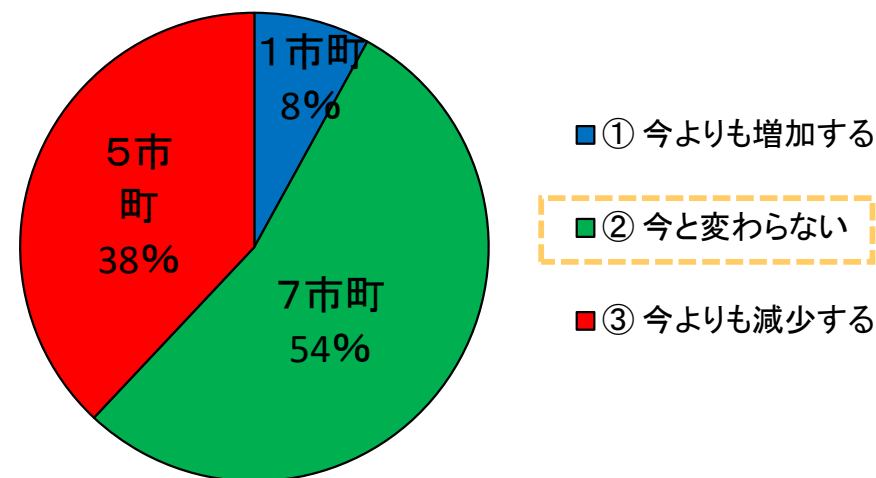
⇒ 寄り合いの回数は**4割が減少**、行事の回数は**半数以上が減少**すると回答

(2) 5年後(令和10年)の農用地の利用、集落機能等

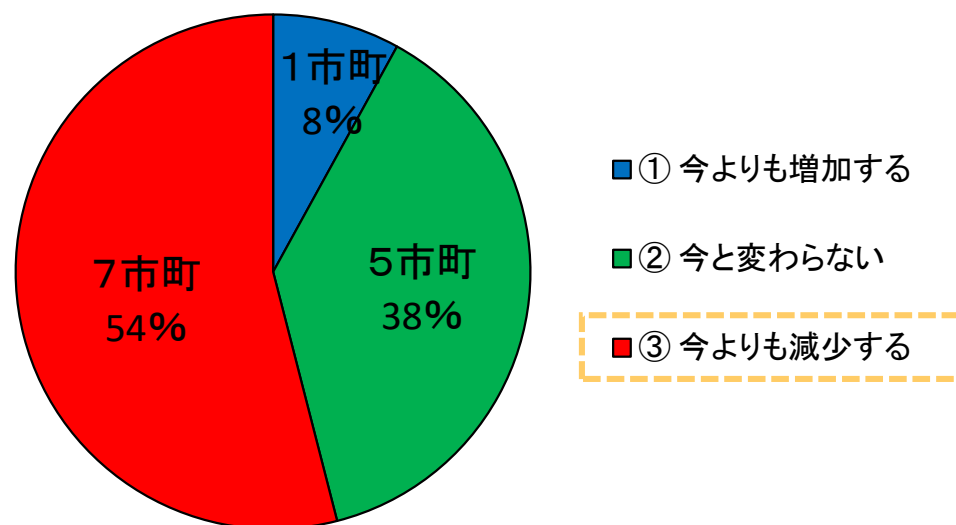
ア 農用地の荒廃状況



イ 集落の寄り合いの回数



ウ 集落の各種行事回数



IV 市町村へのアンケート調査結果の評価(13市町)

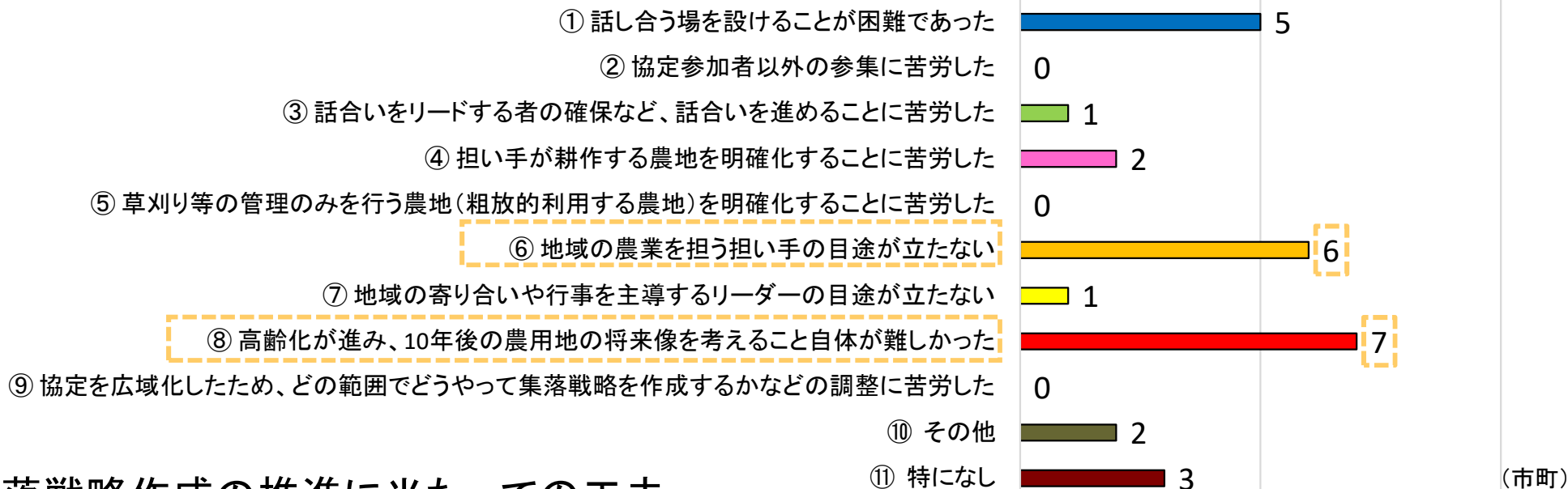
4. 集落戦略

⇒ 高齢化、担い手の目途が立たないことにより将来像を考える事に苦勞

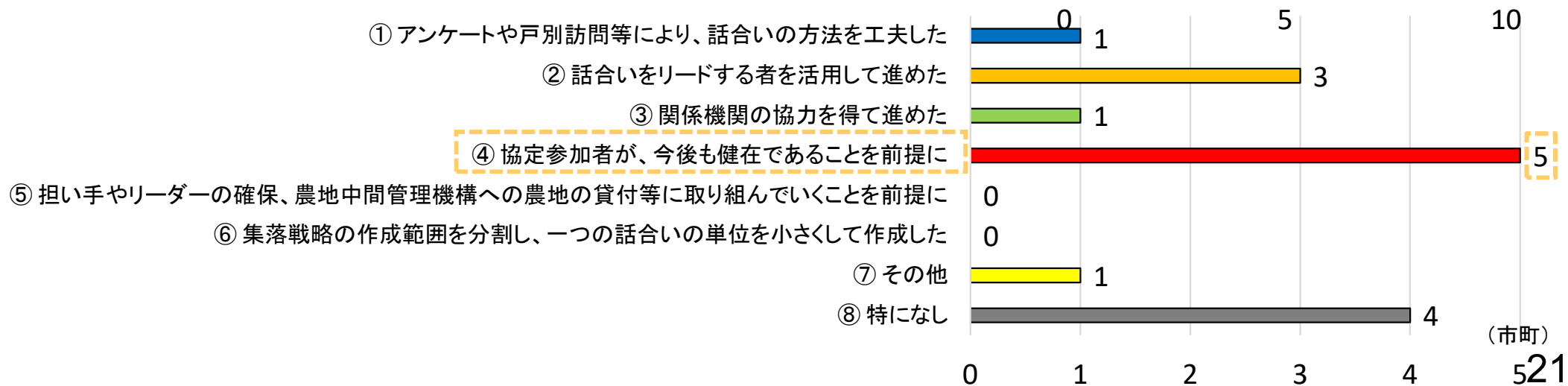
⇒ 今後も健在であることを前提として集落戦略を作成

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦勞

(複数回答可)



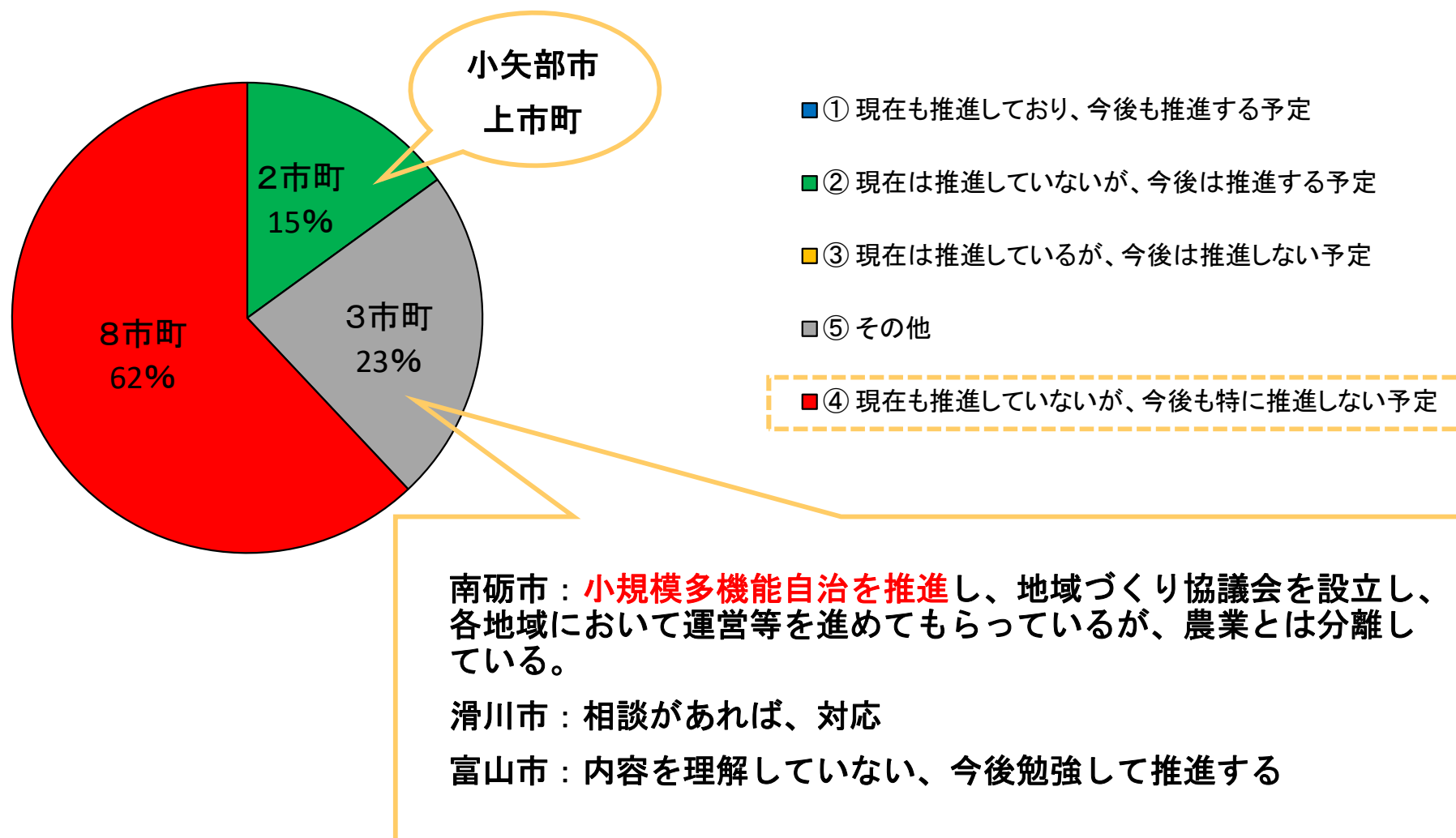
(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫



IV 市町村へのアンケート調査結果の評価(13市町)

5. 農村RMOの推進の意向

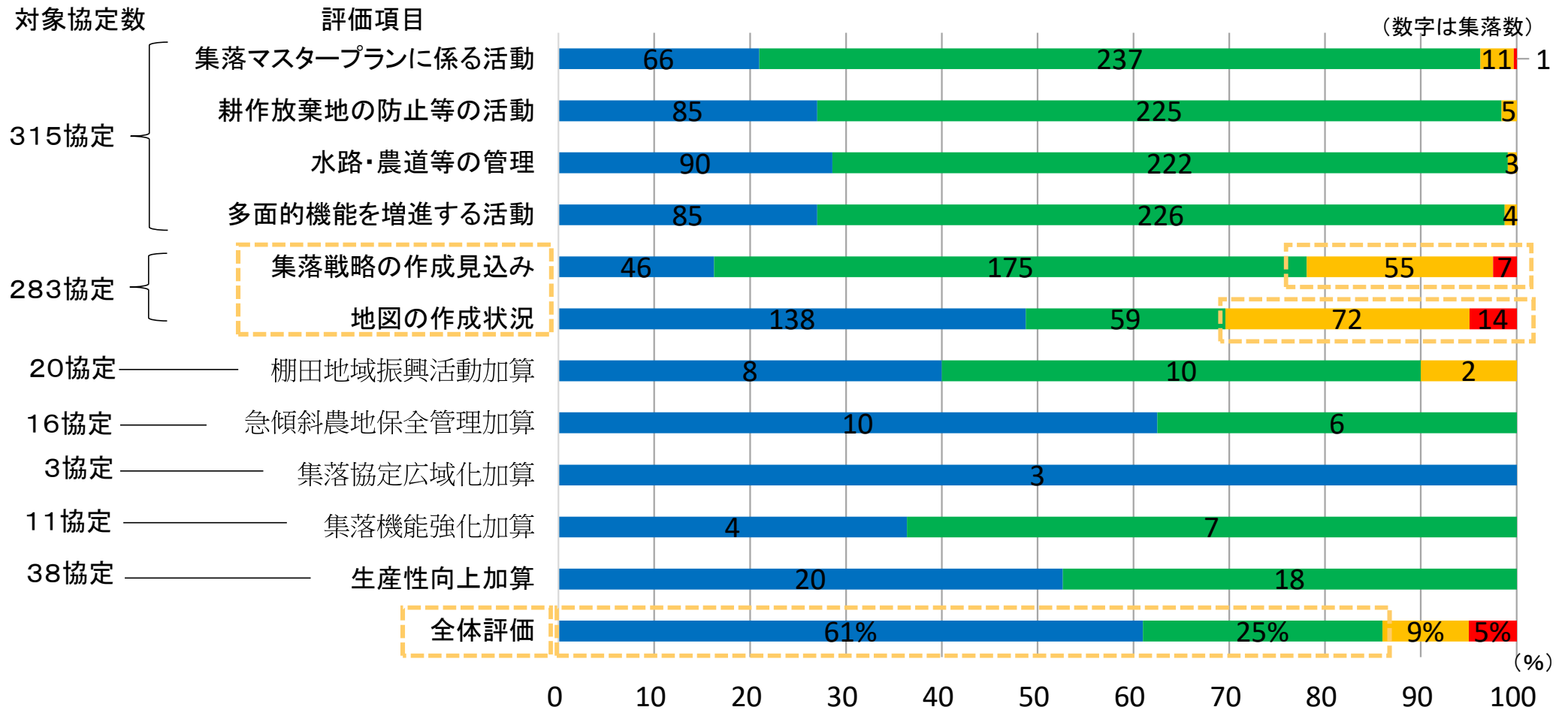
⇒現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定との回答が最多



V 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

○目標に対する評価 ⇒ 86%が達成見込み
 ○集落戦略への取組状況 ⇒ 約3割の86協定において課題がある

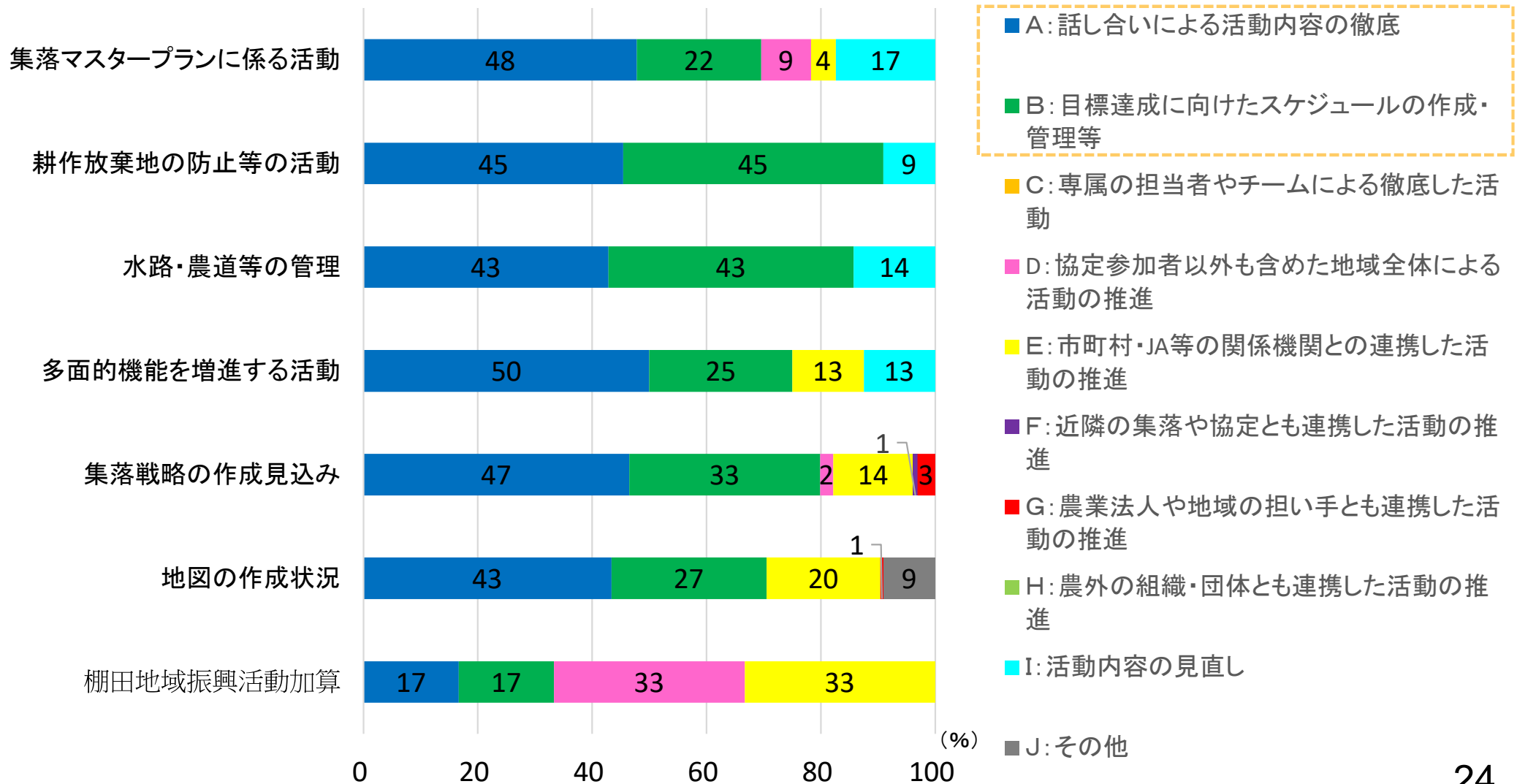


■ ◎: 最終年においても活動の実施が確実に見込まれる(目標達成済み)
 ■ ○: 最終年においても活動の実施が見込まれる
 ■ △: 市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ■ ×: 最終年においても活動の実施が困難

V 都道府県による評価結果

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

市町村の指導状況 ⇒ ①話し合いによる活動の徹底
②スケジュールの作成・管理



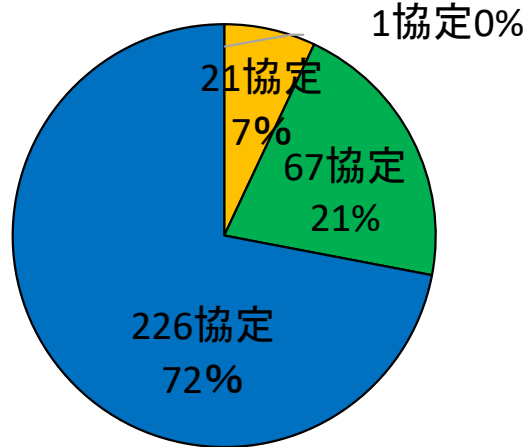
V 都道府県による評価結果

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

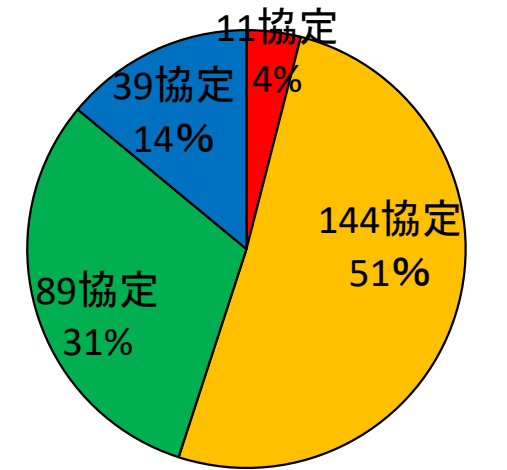
話し合い回数 ⇒ 3回以上の集落協定が72%であるが、集落戦略の話し合いは半数が1回程度、ほとんどの集落が協定参加者による話し合い

(1) 集落協定の話し合いの回数

R3年度



うち集落戦略

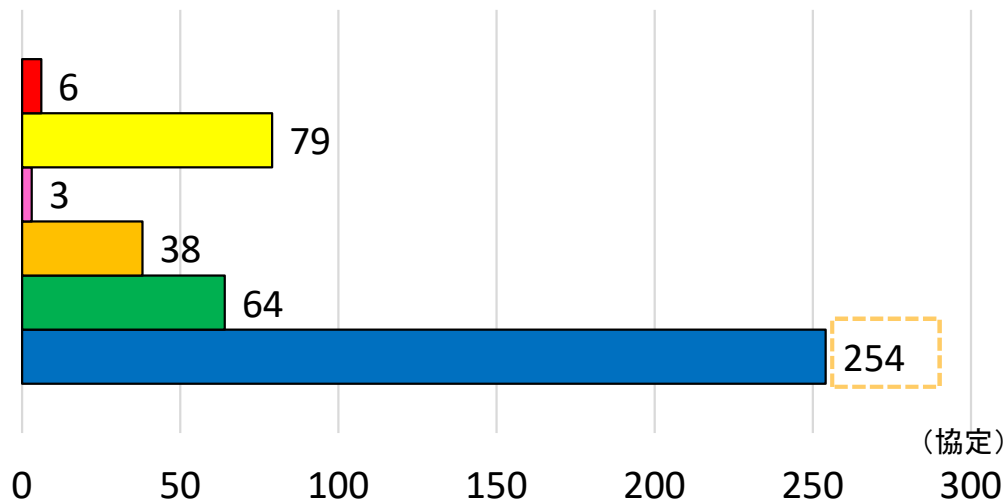


■ 0回 ■ 1回 ■ 2回 ■ 3回以上

■ 0回 ■ 1回 ■ 2回 ■ 3回以上

(2) 集落戦略の話合いの参加者

(複数回答可)

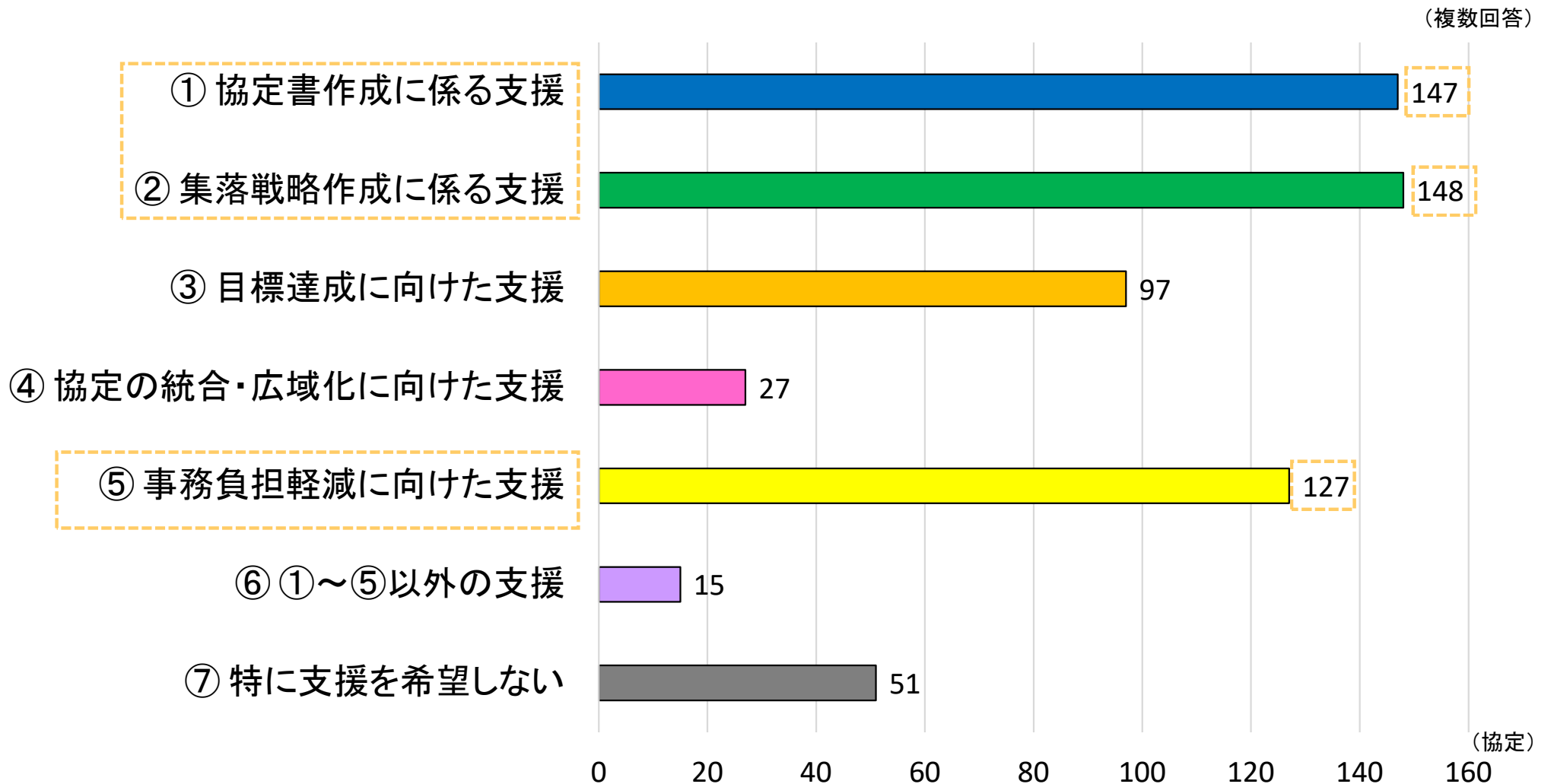


- ⑥ 話し合いをしていない
- ⑤ 協定役員のみ
- ④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者
- ③ 農業委員会等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者
- ② 協定参加者以外の集落の住民
- ① 協定参加者

V 都道府県による評価結果

4. 市町村に要望する支援内容

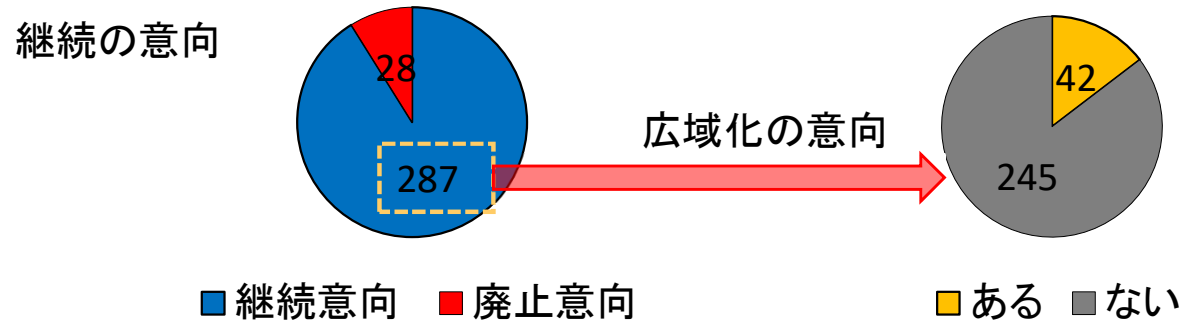
支援内容⇒ 協定書作成、集落戦略の作成、事務負担軽減に向けた支援



VI 次期対策(令和7年度～)等

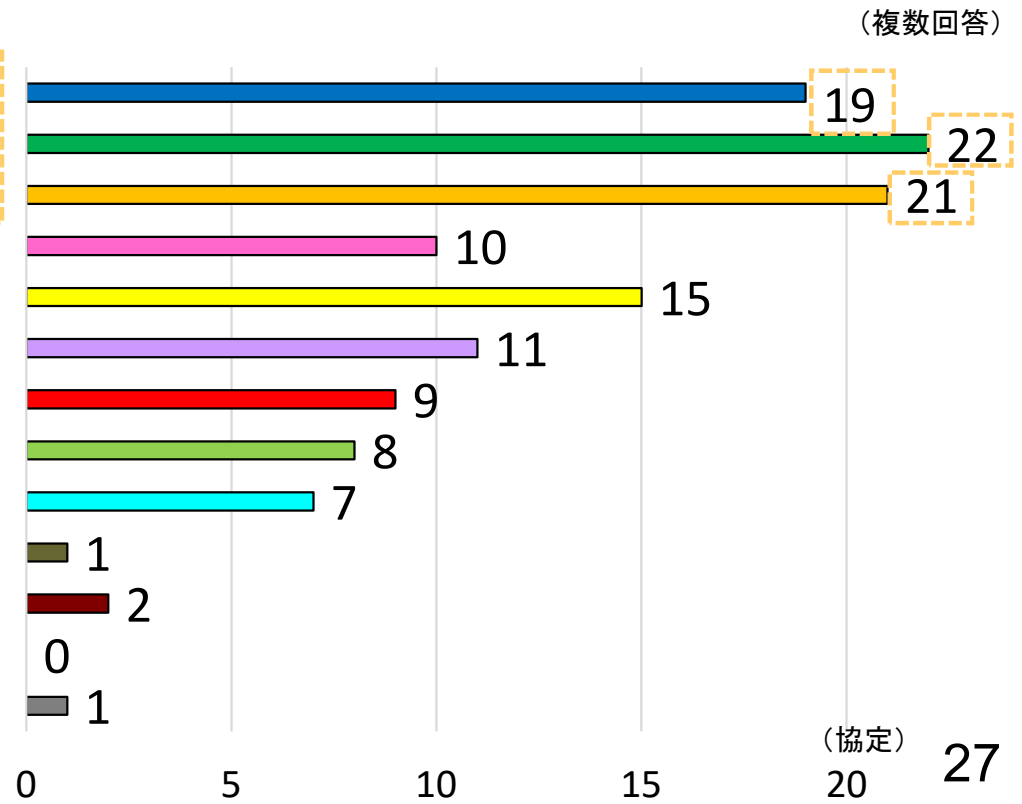
1. 継続の意向等

次期対策⇒315協定のうち、**287協定**が継続意向（うち**42協定**が**広域化の意向**）
28協定が廃止意向（リーダー、協定参加者の高齢化、担い手不足）



協定廃止の理由

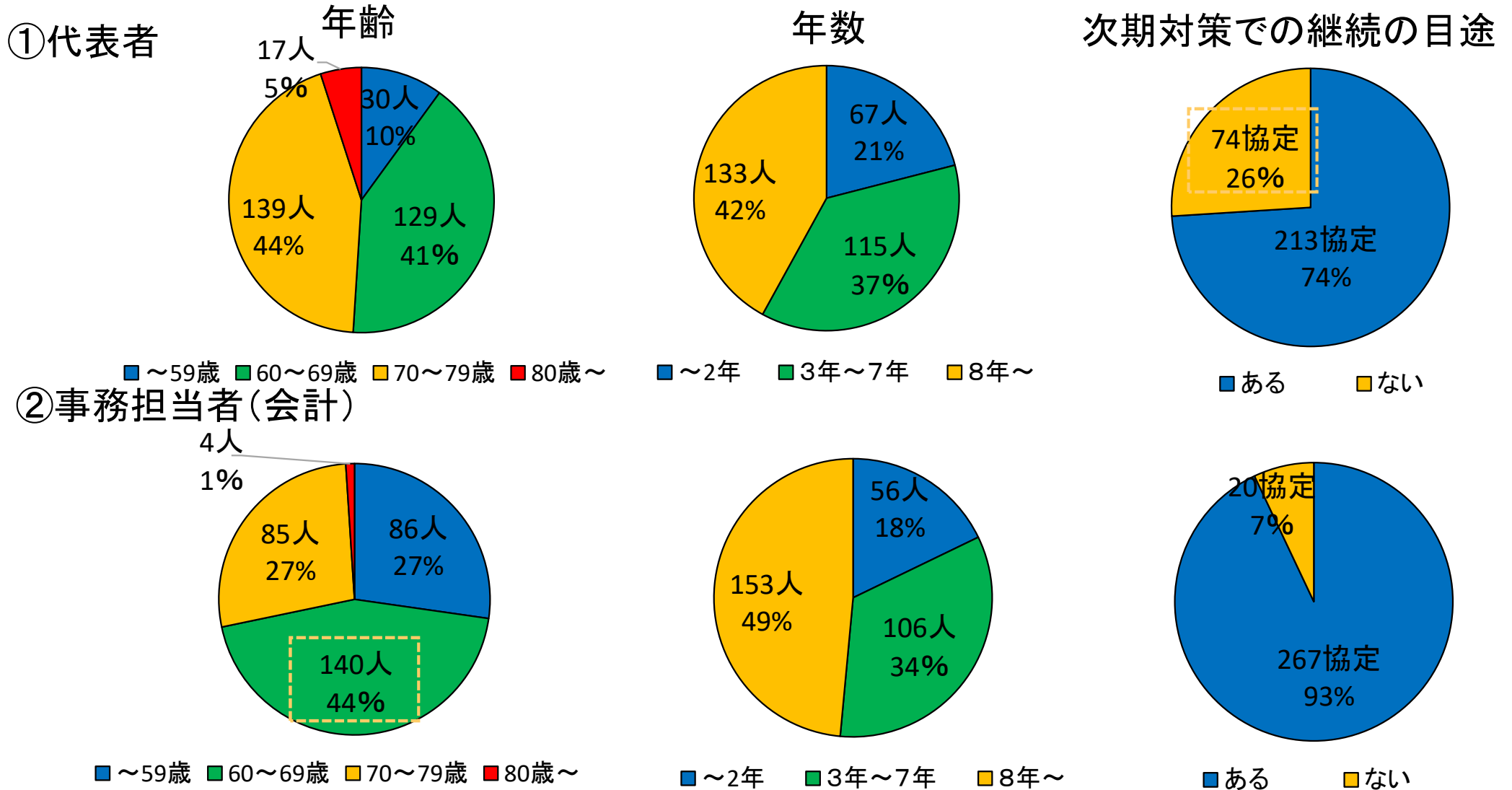
- ① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため
- ② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため
- ③ 地域農業の担い手がいないため
- ④ 農業収入が見込めないため
- ⑤ 鳥獣被害の増加
- ⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため
- ⑦ 圃場条件が悪いため
- ⑧ 事務手続きが負担なため
- ⑨ 交付金の遡及返還への不安なため
- ⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にいないため
- ⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため
- ⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため
- ⑬ その他



VI 次期対策(令和7年度～)等

2. 協定の役員

- ①代表者⇒70代、8年以上が多く、次期対策で74協定が代表者の目途が立っていない
 ②事務担当者⇒60代、8年以上が多く、次期対策も概ね担当者の目途が立っている



③事務委託等の状況 ⇒315協定中8協定が事務委託(集落協定連絡協議会(黒部市))

第5期対策における中間年評価(県による評価)

【成果】

- 市町村の評価結果より、荒廃農地の発生・防止へ大きく貢献していると評価
 - その他水路・農道等の維持、地域環境の保全、鳥獣被害の減少に貢献している
- 地域組織との連携
 - ⇒自治会、町内会、多面的機能の活動組織との連携が図られていることで、協定対象外の農道・水路等の維持管理活動や鳥獣害対策も実施

【課題】

- 集落戦略の作成
 - ⇒高齢化、担い手の目途が立たないことにより、将来像が描けないことが集落戦略の作成に目途が立たない要因
 - ⇒市町村、JA等の関係機関や人・農地プラン、地域計画の作成と併せて話し合いを行う等推進、集落戦略作成の支援
- 今後の農地利用や集落機能等
 - ⇒集落協定の統合・広域化や農村RMOの推進について、集落機能の再生・再編を図る有効な手法であるが「特段の推進はしない」と回答した市町が大多数
 - ⇒背景には、市町村職員の地域の合意形成を図る手法を知らない、経験がない
 - ⇒県が主体となり、農村RMO伴走支援事業の一環で、人材育成講座を実施予定

R7年までに、地域での話し合いにより目指すべき将来の農用地の姿を明確にする必要がある

農業の担い手不足、地域リーダー不在等を解消

現状分析や話し合いを効果的に進めるための手法等のスキルを習得
行政の中山間支援担当職員ほか、公民館主事、地域おこし協力隊、JA職員、土地改良区職員等、幅広い人材を対象

② 棚田地域振興活動加算 について

棚田地域振興活動加算の目標について

- 令和4年度の棚田地域振興活動加算の活用状況
 - ・協定数 26(富山市2、高岡市5、氷見市5、滑川市5、黒部市2、射水市1、立山町6)
- 棚田地域振興活動加算と認定棚田地域振興活動計画の目標の整合を図る必要がある。
令和4年度の新規協定(高岡市1、滑川市4)について、本委員会で確認・意見聴取を行いたい。

指定棚田地域振興活動計画※1の目標

2 指定棚田地域振興活動の目標

【記載例】

(1) 棚田等の保全

- ・荒廃農地の発生防止・減少
 - 令和〇年までに〇〇棚田における荒廃農地率※2を〇%から〇%に減少させる。
 - ※2 荒廃農地面積 × 100 / (耕地面積 + 荒廃農地面積)
- ・担い手の確保
 - 令和〇年までに〇〇棚田の保全に取り組む人数を〇人から〇人に増加させる。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和〇年までにブランド品種に変更して棚田米の販売量/額を〇t/円から〇t/円に増加させる。
- ・良好な景観の形成
 - 令和〇年までに〇〇棚田に〇〇(花木等)を〇本、〇〇を〇本植栽する。
- ・集落機能の強化
 - 〇〇棚田にコミュニティサロンを開設する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和〇年までに、棚田の周辺に直売所/農家レストランを整備し、年間〇円の売り上げを達成する。
- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 令和〇年までに棚田米を原料とした〇〇(加工品)の販売量を〇tから〇tに増加させる。

努力目標
(達成できない場合も可)

中山間地域等直接支払

加算の要件
(達成できなければ遡及返還)

棚田地域振興活動加算における目標設定

以下の各々について、定量的な目標を一つ以上設定。

ア 棚田等の保全

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

その際、**棚田の価値を活かした活動及び集落機能強化(人材の確保を含む)、生産性向上に関する目標を含めること。**

- 目標が達成できない場合は加算分の交付金返還となる
- 目標達成の期限は交付期間中に設定(遅くとも令和6年度まで)
- 認定棚田地域振興活動計画における目標と整合を図る。ただし、数値目標は、対象範囲や目標年度が集落協定と異なる場合もあるため必ずしも一致しなくて良い。

集落協定書(イメージ)

棚田地域振興活動加算

項目	目標
ア 棚田等の保全	令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入し、共同で行う草刈り・防除の面積を〇%増加する。
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	令和〇年までに〇〇棚田にコミュニティサロンを開設する。
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。

※1 指定棚田地域振興活動計画は主務大臣の認定後、認定棚田地域振興活動計画となる。

～特産作物の栽培による都市農村交流と地域活性化～

「高岡市 五位 集落協定」

○取組面積: 13.9ha

○協定参加者: 農業者19人、非農業者13人、農事組合法人ファーム寿五位

活動目標

○新たな担い手を1名以上確保する

○電気柵の整備と防草シートの設置により鳥獣被害額を50万円から30万円以下に抑える
AI機能搭載の田植え機を1台導入する

○棚田での特産作物(さつまいも)の植え付けや収穫体験を行い、参加者を20人から50人へ増やす



収穫体験の実施



高岡市福岡町五位でサツマイモの特産化に取り組む農事組合法人「ファーム寿五位」のサツマイモ収穫体験Ⅱ写真Ⅱは23日、同所の畑で行われ、親子ら約70人が農作業を身近に感じた。参加者は手で土をかき分け、丸々と突った紅はるかを掘り起こした。

サツマイモ
親子で収穫

高岡・ファーム寿五位

～スマート農業化による共同取組活動の省力化～

「滑川市 大崎野 集落協定」

○取組面積:61.6ha

○協定参加者:農業者10人、新大崎野営農組合、農事組合法人おおうら

活動目標

○「滑川そばまつり」において、来場者を200人増加させる

○大崎野の棚田で自動給水装置を45機導入し、水管理の軽減を図る

○大崎野の棚田におけるそばの作付面積を2ha増加させる



自動給水栓による管理

